

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和 2 年 5 月 1 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

（別紙）

令和 2 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

### 理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）が本年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「21,600円」を「17,280円」に改め、同条第3項中「21,600円」を「17,280円」に、「33,120円」を「25,920円」に改め、同条第4項中「21,600円」を「17,280円」に、「40,032円」を「38,592円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

令で規定されている保険料の減額賦課の基準が改正されたことに伴い、第1号被保険者について、令和2年度の保険料率を次のとおりとすることとした。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 17,280円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 25,920円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 38,592円

## 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

葉山町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町介護保険条例 平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号</p> <p>( 保険料率 )</p> <p>第 5 条 ( 略 )</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,280 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,280 円</u>」とあるのは、「<u>25,920 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>17,280 円</u>」とあるのは、「<u>38,592 円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>○葉山町介護保険条例 平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号</p> <p>( 保険料率 )</p> <p>第 5 条 ( 略 )</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600 円</u>」とあるのは、「<u>33,120 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度の保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>21,600 円</u>」とあるのは、「<u>40,032 円</u>」と読み替えるものとする。</p>